

2 組織改革の推進

685億円(12億円)

(1) 日本年金機構の設立

44億円

国民の公的年金制度への信頼を回復するため、社会保険庁を廃止し、日本年金機構を平成22年1月に設立して正確かつ効率的に業務を実施する。

(2) 日本年金機構運営費交付金(新規)

642億円

3 業務改革の推進

1,410億円(1,483億円)

(1) 保険料収納対策の推進

112億円

市町村からの所得情報を活用した強制徴収及び免除勧奨の実施、公共サービス改革法に基づく民間ノウハウを活用した収納事業の実施等により、国民年金保険料の収納対策を推進する。

(2) 社会保険オンラインシステムの見直し

1,297億円

社会保険オンラインシステムについて、競争入札を可能とし運用調達コストを削減するため、システムのオープン化(専用機器から汎用機器への移行、記録管理及び基礎年金システムのソフトウェアの再構築等)を図り、汎用性のある効率的なシステムの構築を着実に実施する。

第9 各種施策の推進

1 国際社会への貢献

239億円(240億円)

厚生労働行政における国際協力については、本年我が国で開催されたG8北海道洞爺湖サミット、第4回アフリカ開発会議、G8労働大臣会合の成果を踏まえ、アジア地域に加え、アフリカ地域も念頭に置き、国際機関の活用など戦略的に推進する。

(1) G8北海道洞爺湖サミット等の成果を着実に実施するための国際協力の推進 159億円

①世界保健機関(WHO)等を通じた国際協力等の推進 98億円

世界保健機関等への拠出等を通じ、開発途上国やアフリカ地域における感染症対策事業、母子保健事業、保健システム強化事業等により、G8北海道洞爺湖サミット等の成果である国際保健の課題への取組を推進する。

②国際労働機関(ILO)を通じた国際協力等の推進 62億円

国際労働機関への拠出等を通じ、労働者等の健康確保対策の推進など、アジアにおける「働きがいのある人間らしい仕事」の実現に向けた取組を推進するとともに、G8労働大臣会合の成果を踏まえ、地球環境の問題に配慮した雇用戦略支援に係る事業を行う。

(2) 外国人労働問題等への適切な対応 32億円

①外国人研修・技能実習制度の見直しと適正化 6.4億円

制度運用の適正化を図るため、研修生・技能実習生の受入れ機関等に対する巡回指導を強化し、また、母国語による電話相談を実施するとともに、新たに、技能実習生の技能習得を促進するためのモデル事業を実施する。

②「留学生30万人計画」に基づく国内就職促進の加速 4億円

企業が留学生を始めとする専門的・技術的分野の外国人労働者を適切に活用できる労務管理の在り方について関係省庁、大学、企業等の協力を得て検討を行い、雇用管理指導や講習会等により周知する。また、留学生の国内就職市場の拡大を図るため、留学生向けインターンシップを行う。

③外国人指針に基づく雇用管理改善の一層の推進(新規) 97百万円

ハローワークにおいて外国人雇用事業所へ訪問して雇用管理改善指導や相談援助を実施する。また、日系人を雇用する事業所に対する社会保険労務士による雇用管理改善指導や業界団体を活用した雇用管理改善指導を実施する。

④ハローワークを中心とした日系人向け相談・支援機能の強化
(再掲・35ページ参照) 16億円

⑤経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士の円滑かつ適正な受入れ
83百万円

経済連携協定に基づき外国人看護師・介護福祉士候補者を円滑かつ適正に受け入れるため、受入施設に対する巡回指導を行うとともに、看護・介護導入研修を行う。

2 行政の情報化の推進 5億円(4.1億円)

電子政府構築計画(平成15年7月)等を踏まえ、利用者本位で透明性が高く、効率的で安全な行政サービスの提供と行政内部の業務・システムの最適化を図るための基盤整備を行う。

3 社会保障カード(仮称)の導入に向けた検討 3.9億円(2.1億円)

社会保障分野におけるICカードの利活用に関する検討を更に推進する。

4 科学技術の振興 1,207億円(1,176億円)

第3期科学技術基本計画(平成18年3月)を踏まえ、厚生労働行政分野の科学研究等を推進し、健康安心の推進、健康安全の確保及び先端医療の実現を目指すとともに、イノベーション25(平成19年6月)の社会還元加速プロジェクト等を推進する。

また、国立高度専門医療センターにおいて、高度先駆的医療等の臨床研究を推進する。

5 戦傷病者・戦没者遺族、中国残留邦人等の援護等 498億円(547億円)

(1)戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給

戦後60周年にあたる平成17年に国として特別の弔慰を表すために支給された特別弔慰金の基準日以降に、公務扶助料等の受給権を有する遺族がいなくなった戦没者等の遺族に対して、新たな基準日を設けて特別弔慰金(額面24万円、6年償還)を支給する。

(2)戦没者慰霊事業の推進 10億円

戦後63年を経過し、遺族の高齢化が進展する中、未送還遺骨に関する情報収集事業の充実を図り、遺骨収集など戦没者慰霊事業の推進を図る。

(3) 中国残留邦人等への支援

111億円

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」に基づき、中国残留邦人等への支援策を着実に実施する。

6 原爆被爆者の援護

1,532億円(1,536億円)

高齢化が進む原爆被爆者の援護施策として、医療の給付、諸手当の支給、原爆養護ホームの運営、調査研究事業など総合的な施策を引き続き推進する。

7 ハンセン病対策の推進

422億円(439億円)

「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」等に基づき、ハンセン病療養所の入所者に対する必要な療養の確保、退所者等に対する社会生活支援策の充実、偏見・差別の解消のための普及啓発等の施策を着実に推進する。

8 カネミ油症研究の推進

36百万円(2.8億円)

今年度実施中の健康実態調査の結果の分析等を行い、油症研究の加速的推進に資する報告書を取りまとめるなど、油症研究を推進する。

9 生活衛生関係営業の指導及び振興の推進

20億円(18億円)

生活衛生関係営業経営の健全化、衛生水準の維持向上を図るため、生活衛生同業組合の活動を通じた経営革新等に資する事業を推進するとともに、株式会社日本政策金融公庫による生活衛生資金貸付制度の充実を図る。